

「学校において予防すべき感染症」についてのお知らせ

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」（下記参照）には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、罹患した児童生徒等が登校できない期間です。

（出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません。）

これらの感染症の可能性があって欠席させる場合には、授業開始前に連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他の人へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、「学校において予防すべき感染症による欠席届」（保健室備え付け用紙またはPDFをダウンロードして印刷）を保護者様をご記入いただいた後、担任へご提出ください。なお、病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9） 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで。
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、EBウイルス感染症など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など。

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ症、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）疥癬など